

政 法 第 1 9 3 2 号
答 申 第 4 5 4 号
平 成 2 8 年 9 月 2 0 日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年9月3日付け教職第401号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第555号

平成26年6月16日付けで異議申立人から提起された、平成26年6月13日付け教職第225号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第11条の規定により開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否するものとして行った行政文書不開示決定を取り消し、改めて「〇〇市立中学校で教諭をしていた〇〇〇〇氏（以下「本件人物」という。）に関わる教員免許が発行されていることが分かるもの。」について、開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年6月5日付けで異議申立人は、条例第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇市立中学校で教諭をしていた本件人物に関わる教員免許が発行されていることが分かるもの。※〇〇府教委にも同様の請求をし、『請求のあった公文書は作成又は取得しておらず、存在しないため』との理由で『公文書非公開通知書（不存在等）』との回答を得ました。存在しない場合は、このような回答を求めます。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、条例第11条の規定により、本件請求内容に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。

4 実施機関による決定

実施機関は、平成26年6月13日付け教職第225号により行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年6月16日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

条例では、第8条第2号ただし書ハにより、個人に関する情報であっても、公務員である場合において職務の遂行に係る情報である時は開示するようにと定めている。本件人物は教諭として〇〇市立中学校で勤務を続け、本来なら教員免許があつて当然の存在である。教員免許に関する文書の存否まで答えることができないというのは、上記の規定に反した判断であると考えらる。

3 意見書の要旨

(1) 本件決定について、実施機関は理由説明書で不開示に該当すると主張するが、以下で述べるとおり、条例の不開示情報には該当せず、決定は不当である。このため本件決定を取り消し、条例に沿って請求した情報を公開するように望む。

(2) 本件決定が不当である理由

異議申立人が請求した「〇〇市立〇〇中学校教諭の本件人物」は平成〇年から〇〇市教育委員会に講師採用され、平成〇〇年に教諭として正式採用され、当該の中学校で勤務していた者である。

実施機関は、理由説明書で、「公立中学校の教諭は地方公務員」として「公立中学校における教諭の職、氏名及びその職務に係る免許状の種類、区分、教科等は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、不開示情報には当たらない。」としている。

ただし、「当該免許状の授与権者がいずれの都道府県であるかは、職務の遂行には関わりがない。」として、「授与権者についての情報は当該教諭の『職務の遂行に係る情報』には当たらず、当該情報は、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。」との論法で非公開を正当化している。

そもそも本件人物は、教員免許状（以下「免許状」という。）を持たずに長年、中学校で生徒を教えていたのではないかという疑念が持たれていたものである。教員免許制度は、文部科学省のホームページによっても「公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つ」とされている。決して、教員としての業務と関係のない運転免許証やその他の資格などと同じ扱いではなく、本件人物が教諭としての業務が許されるかが左右される重要な情報である。

実施機関が、理由説明書で説明するとおり、免許状は原則、どの都道府県の教育委員会でも請求があれば、授与でき、さらに全ての都道府県において効力を有するものである。本件人物が勤務していた〇〇府教育委員

会に対する同種の情報公開請求では、「本件人物に関する教員免許が発行されていることが分かる公文書は作成又は取得しておらず、存在しないため」非公開にする、との回答を得た。

ちなみに、異議申立人が勤務する〇〇〇〇社が今回の情報公開によって47都道府県のうち36都道府県が「当該の公文書を作成または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため」と存否について明らかにしている。

先ほども記したとおり、実施機関は免許状の授与権者についての情報が「当該教諭の『職務の遂行に係る情報』には当たらず」とする。それは見解の相違であって、本件人物が公務員として勤務している限り、授与権者がどの都道府県であるかは関係がない。条例第8条第2号ただし書へには、公務員の中に国家公務員も含んでいる。実施機関の論に従えば、国家公務員の職務の遂行に関する情報も千葉県内に限定されることになり、他府県での勤務になれば、職務の遂行に係る情報には当たらないことになる。条例が除外するのはあくまでも公務員の職務に係る情報であり、存否さえも明らかにしないのは、除外規定の誤った解釈である。

上記の理由から、実施機関の本件決定は不当であり、少なくとも存否については明らかにすることが妥当である、との答申を求める。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件決定の内容

本件請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の個人が実施機関から免許状を授与されているかどうかを明らかにすることになり、条例第8条第2号により保護しようとする権利利益を侵害するため、存否の応答を拒否し、本件決定を行った。

2 対象行政文書について

本件請求内容は、〇〇市立中学校で教諭をしていた特定の者に関わる教員免許が発行されていることが分かるものである。

本件人物が実施機関から免許状を授与されている場合は、その授与の際に実施機関が作成した行政文書や免許状授与の原簿など（以下「実施機関が作成した免許状授与の原簿等」という。）が該当すると考えられる。

本件人物が実施機関から免許状を授与されていない場合は、原則として、実施機関は本件請求に係る行政文書を作成し、又は取得していないことになるから、当該行政文書は存在しないことになる。

3 本件決定の理由について

(1) 行政文書の存否に関する情報

条例第11条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定する。

本来、開示請求された場合、対象文書が存在すれば、不開示情報に該当しない部分は開示決定をし、該当する部分は不開示決定をする。不開示決定をする場合には、理由を提示することになる。もし、対象文書が存在しない場合には、不存在の理由を提示して拒否処分をすることになる。

しかし、例外的に、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることによって、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合がある。そのため、条例第11条は、例外的に、行政文書の存否自体を明確にしないで拒否処分をなし得ることを明確にしている。

なお、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存在を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。よって、存否を明らかにしないで拒否することが必要な情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

(2) 不開示情報該当性

ア 免許状について

中学校の教諭は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する「教育職員」に該当するところ、同法第3条第1項は、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」と規定する。

また、免許状は都道府県の教育委員会が授与するものとされ（同法第5条第7項）、その有効期間の範囲で、原則として、全ての都道府県において効力を有する（同法第9条第1項）。

中学校の教員の免許状には、普通免許状、特別免許状又は臨時免許状の種類及び専修免許状、一種免許状又は二種免許状の区分があり、また、所定の教科ごとに授与される（同法第4条第1項から第6項）。

免許状授与の原簿には、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項が記載される（同法第8条第1項）。

イ 条例第8条第2号本文該当性

本件人物が免許状を有する場合、当該免許状に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。よって、当該情報は条例第8条第2号本文に規定する情報に該当する。

ウ 条例第 8 条第 2 号ただし書ハ該当性

(ア) 条例第 8 条第 2 号ただし書ハについて

条例第 8 条第 2 号ただし書は、ハに「当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げ、当該情報を不開示情報から除いている。

(イ) 公立中学校の教諭に係る免許状について

公立中学校の教諭は地方公務員であり、公立中学校における教諭の職、氏名及びその職務に係る免許状の種類、区分、教科等は、当該教諭の「職務の遂行に係る情報」に該当する。また、当該教諭の職務に係る免許状の種類、区分、教科等は、「職務遂行の内容に係る部分」に該当する。

よって、公立中学校における教諭の職、氏名及びその職務に係る免許状の種類、区分、教科等は、条例第 8 条第 2 号ただし書ハに該当し、不開示情報には当たらない。

(ウ) 公立中学校の教諭に係る免許状の授与権者について

上記アのとおり、免許状は全ての都道府県において効力を有するから、ある公立中学校に勤務する教諭が、当該学校が所在する都道府県以外の都道府県から免許状を授与されている場合があるところ、当該免許状の授与権者がいずれの都道府県であるかは、職務の遂行には関わりがない。

よって、公立中学校の教諭に係る免許状の授与権者についての情報は、当該教諭の「職務の遂行に係る情報」には当たらず、当該情報は、条例第 8 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

教員になろうとする者が免許状の授与を申し出る都道府県としてはその者の居住地・卒業大学の所在地が考えられ、免許状を有する現職教員が新たに免許状の授与を申し出る都道府県としてはその者の在勤地が考えられるところ、免許状の授与権者を開示すると、当該個人の所縁のあるこれらの都道府県を開示することになってしまうものである。

エ 条例第 11 条該当性

上記ウ（ウ）のとおり、公立中学校の教諭に係る免許状の授与権者に

ついでに、この情報は、条例第8条第2号本文に規定する情報であって、同号ただし書に規定する情報には当たらないから、当該情報は同条に規定する不開示情報である。

本件請求は個人を特定してなされたものであり、本件請求に対し、本件人物が実施機関から免許状を授与されていることがわかる行政文書の存否を答えるだけで、不開示情報である本件人物の免許状の授与権者を開示することになる。

よって、条例第11条の規定により、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、条例では、第8条第2号ただし書により、個人に関する情報であっても、公務員である場合において職務の遂行に係る情報である時は開示するようにと定めている。本件人物は教諭として〇〇市立中学校で勤務を続け、本来なら教員免許があつて当然の存在である。教員免許に関する文書の存否まで答えることができないというのは、上記の規定に反した判断であると考え、主張する。

前述のとおり、公立中学校の教諭が有する免許状に関する情報であっても、その授与権者についての情報は不開示情報であり、本件請求に対し、本件人物が実施機関から免許状を授与されていることがわかる行政文書の存否を答えるだけで、当該不開示情報を開示することになるから、申立人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件請求において、対象となる行政文書が存在しない場合には、保有していないとの理由による不開示決定を求める旨を述べており、異議申立書において、「教員免許に関する文書の存否まで答えることができないというのは、条例第8条第2号ただし書の規定に反した判断であると考えます。」と主張している。

しかしながら、実施機関は、本件請求は個人名を挙げてしているものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の個人が実施機関から免許状を授与されているかどうかを明らかにすることになるとして、条例第11条に基づき、存否応答拒否を行っている。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関の理由説明書によると、本件請求の内容は「〇〇市立中学校で教諭をしていた本件人物に関わる教員免許が発行されていることが分かるもの。」であるところ、実施機関は、〇〇市立中学校で教諭をしていた本件人物に関わる免許状を実施機関が授与していることが分かるものと限定的に解釈（以下「本件解釈」という。）をし、本件請求に係る対象文書を、実施機関が作成した免許状授与の原簿等のみと想定し、特定しているものと思料される。

しかし、本件請求内容に「実施機関が発行」との記載はなく、本件請求内容の趣旨からすると本件解釈は適当とは言えず、本件請求に係る対象文書は、実施機関が作成した免許状授与の原簿等に限られるものではなく、実施機関が保有する行政文書であって、本件人物に関し、教員免許が発行されていることが判明する文書であれば、それら全てが該当するものと解するのが相当である。

- (2) 実施機関は、本件請求に対し、本件解釈をし、本件決定を行った。

しかしながら、上記（1）後段のとおり、実施機関が保有する行政文書を本件請求の対象文書（以下「本件対象文書」という。）と考えれば、免許状の授与権者は多様であることから、本件対象文書の存否を答えても、実施機関が条例第8条第2号により保護すべきと主張する本件人物に係る免許状の授与権者が必ずしも明らかになるとはいえない。

- (3) したがって、上記のとおり条例第11条により存否応答拒否をした本件決定は妥当とはいえない。

- (4) なお、当審査会が事務局職員をして調査したところ、実施機関が作成した免許状授与の原簿等以外に、少なくとも教育事務所において県の教員として採用する人物の免許状の写しを保有していることが確認された。

仮に実施機関において、本件人物の免許状の写しを保有していれば、その免許状の写しも本件請求に係る対象文書と解するのが相当である。

3 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、本件解釈をすることなく、本件人物に関し、教員免許が発行されていることが判明する文書であれば、それら全てを対象文書として特定した上で、改めて本件対象文書について開示決定等すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 9 月 3 日	諮問書の受理
平成 26 年 10 月 10 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 26 年 11 月 25 日	異議申立人の意見書の受理
平成 28 年 6 月 27 日	審議
平成 28 年 7 月 25 日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)